

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告第 12 号

令和 6 年 4 月 25 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁陸上装備研究所
総務課長 前原 正臣

1 工事概要

- (1) 工事名 車両試験室屋根補修工事
- (2) 工事場所 防衛装備庁陸上装備研究所
(神奈川県相模原市中央区淵野辺 2-9-54)
- (3) 工事内容 本工事は、防衛装備庁陸上装備研究所内の車両試験室屋根漏水補修工事を行うものである。
- (4) 工期 令和 7 年 2 月 28 日まで
- (5) 本工事における主任技術者の専任を要しない。
- (6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「屋根工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「屋根工事」に係る等級（審査結果通知書の記 3 の等級）が「A」、「B」又は「C」等級であること。
- (5) 平成 20 年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、屋根工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の

構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）

（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施行成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施行実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 平成 20 年度以降入札公告日までに (5) に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (10) 北関東防衛局又は南関東防衛局の管轄区域内（東京都、茨城県、栃木

県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、神奈川県、山梨県、静岡県)に本店、支店又は営業所が所在すること。

- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者ではないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒252-0206 神奈川県相模原市中央区淵野辺 2-9-54

防衛装備庁陸上装備研究所

総務課調達係 担当：佐藤

TEL：042-752-2941（内線 230）

FAX：042-752-5210

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年4月25日から令和6年5月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 手渡し、FAXまたは電子メールにより交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等（同等品承認願を含む）

ア 提出期限 令和6年5月24日午後5時

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和6年7月2日正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年7月3日午後3時00分

イ 場所 防衛装備庁陸上装備研究所 庶務分室（中央試験室3F）

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店お客様サービス2課））。ただし、銀行との間の連帯保証状をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請

負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定の監理技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合に、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回っている場合は、予決令第86条の調査を行うので、協力しなければならない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も 3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 詳細は、入札説明書による。

入 札 書

工事名（業務の名称）：車両試験室屋根補修工事

入札金額：¥

上記の金額をもって入札心得書の条項を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁陸上装備研究所
総務課長 前原 正臣 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

※金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

記入例

捨印

別記様式第6

入札書

工事名（業務の名称）：

見積金額：¥

税抜き金額でご記入をお願いいたします。

上記の金額をもって入札心得書の条項を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

空白をお願いいたします。

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁陸上装備研究所
総務課長 前原 正臣 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

※金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。